

平成31年度 税制改正の概要 (厚生労働省医政局関係)

平成30年12月
厚生労働省



○ 地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度(医療機器に係る特別償却の拡充・見直し)

〔所得税、法人税〕(P3)

長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う。

○ 障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件(収入要件)の見直し〔法人税、法人住民税 等〕(P4)

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定要件である、「社会保険診療収入等」が全収入の8割を超えることについて、「社会保険診療収入等」に社会保険診療収入、介護保険収入等に加え、障害福祉サービス収入を追加する。

*** ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充〔所得税、法人税、法人住民税〕(P5)**

- ① 総額型について、研究開発投資の増加の一層の拡大を促す観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業(設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの)の控除上限を40%に引き上げる。
- ② 試験研究費割合10%超の場合の総額型の控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長する。また、試験研究費割合10%超の場合に、その割合に応じて総額型の控除率を上乗せする措置(2年間の時限措置)を創設する。
- ③ オープンイノベーション型について、以下の見直しを行う。
 - ・ 中小企業者以外の民間企業に対する委託研究であって、一定の要件(※)に該当するものを対象に追加する。
 - ※ 委託に基づき行う業務が受託者においても試験研究に該当するとともに、当該試験研究が基礎研究又は応用研究に該当するか、受託者の知的財産等を利用するものであること 等
 - ・ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究について、控除率を25%に引き上げる。
 - ・ 控除上限を10%に引き上げる。
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を前提に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定用途医薬品等に関する試験研究を追加する。

《検討事項》

○ **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続**[事業税](P6)

○ **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続**[事業税](P6)

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

生活衛生

* ○ **個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設**[相続税、贈与税](P7)

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。

1. 大綱の概要

長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う。

2. 制度の内容

① 医師及び医療従事者の働き方改革の推進【拡充】

- 「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことに対応し、地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間削減計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】取得価格の15%

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進【拡充】

- 地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却をできることとする。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】取得価格の8%

③ 医療用機器の効率的な配置の促進【延長】

- 医療用機器の特別償却について、配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器（CT、MRI）の配置効率化等を促す仕組みを講じた上で、期限を2年延長する。

【特別償却割合】取得価格の12%

1. 大綱の概要

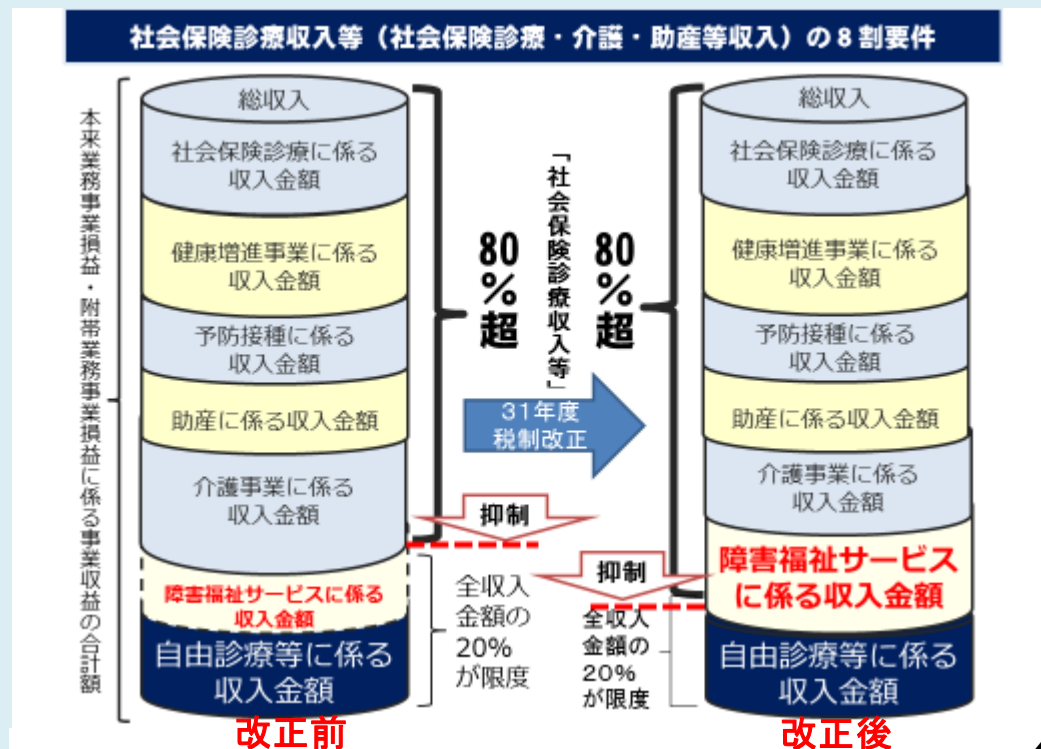
- 関係法令の改正により社会医療法人制度における認定要件について見直しが行われた後も、その見直し後の**社会医療法人**を引き続き公益法人等とし、非課税等の特例措置を受けられることとする。
- **特定の医療法人**の法人税率の特例について、承認要件の見直しを講ずる。
- 関係法令の改正を前提に、医療法人の移行計画の認定要件の見直しが行われた後も、その見直し後の**認定医療法人**について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等を適用する。

2. 制度の内容

- ◇ **社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人**（以下「社会医療法人等」という。）は、各種の税制上の措置を受けることから、公的な運営を行うことが義務づけられている。
- ◇ その認定要件の一つとして、社会医療法人等は、**「社会保険診療収入等」の事業収入が、全収入金額の100分の80を超えなければならない。**

- 「社会保険診療収入等」の内容に新たに**障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービスの給付**を加える。

(平成31年3月改正予定)



試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長・拡充

（所得税、法人税、法人住民税）

1. 大綱の概要

研究開発税制について、次の見直しを行う。

2. 見直しの内容

【控除額】

- 法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度
- **法人税額の最大40%→最大45%（スタートアップベンチャーは最大60%）**

【控除上限】

【A'】 上乗せ措置 (時限措置)

- ① **総額型の控除上限の上乗せ措置を2年間延長**
(※) 売上高に対する試験研究費割合が10%を超える場合、控除上限を最大10%上乗せできる仕組み
- ② **高水準型を総額型に統合**（Aの②を参照）

（総額型の控除上限の上乗せ措置）
・上乗せできる割合 = (試験研究費割合 - 10) × 2

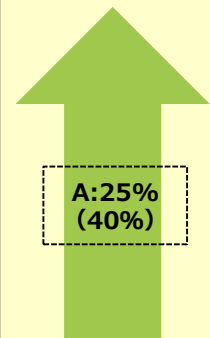
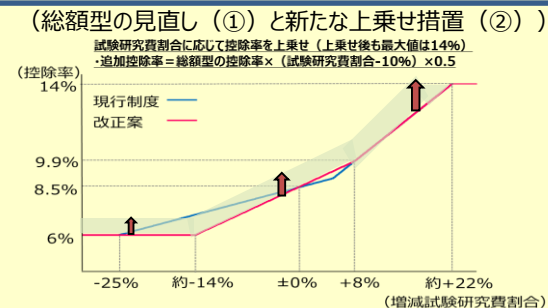
試験研究費割合	11%	12%	13%	14%	15%
上乗せ分	2%	4%	6%	8%	10%



本体（恒久措置）

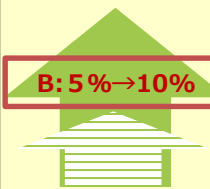
【A 総額型】控除額 = 試験研究費の総額 × 6～14%

- ① **控除率**について、試験研究費の**増加インセンティブを強化**
- ② **試験研究費割合が10%を超える企業**について、**控除率を上乗せする仕組みの創設**
- ③ **スタートアップベンチャー企業**（※）について、**控除上限を40%（現行25%）に引上げ**
(※) 設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するもの



【B オープンイノベーション型】控除額 = 特別試験研究費の額 × 20～30% (※) 大企業への委託研究の要件

- ① **大企業に対する委託研究**（※）を対象に追加（控除率20%）
 - ② **研究開発型ベンチャー企業との共同・委託研究**について、**控除率を25%（現行20%）に引上げ**
 - ③ **控除上限を10%（現行5%）に引上げ**
 - ④ 薬機法改正を前提に、**特定用途医薬品等**に関する試験研究を対象に追加
 - ⑤ **大学等との共同研究**について、研究開発の**プロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用**を明確化
- イ. 委託に基づき行う業務が、**受託者において試験研究に該当**すること
ロ. 委任契約等において、成果を委託法人が取得することとしていること
ハ. **委託する試験研究が基礎研究又は応用研究に該当**するか、**受託者の知的財産等を利用**するものであること
ニ. 委任契約等において、試験研究の類型等一定の事項が定められていること



1. 大綱の概要

<検討事項>

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 現行制度

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
<p style="text-align: center;">非課税 (個人、医療法人、公益法人等)</p>	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	<p style="text-align: center;">特別法人 * 医療法人を含む</p>	<p style="text-align: center;">3.4% (約4.9%)</p>	<p style="text-align: center;">4.6% (約6.6%)</p>	
	<p style="text-align: center;">普通法人</p>	<p style="text-align: center;">3.4% (約4.9%)</p>	<p style="text-align: center;">5.1% (約7.3%)</p>	<p style="text-align: center;">6.7% (約9.6%)</p>
	<p style="text-align: center;">個人</p>	<p style="text-align: center;">5.0%</p>		

注：() 内の数字は、26年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」(事業税率の43.2%)を合算した税率

1. 大綱の概要

個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。

2. 制度の内容

- ・ 相続時・生前贈与時いずれにおいても、事業用の土地※、建物※、その他の一定の減価償却資産について、課税価格の100%に対応する額を納税猶予する。

※土地は面積400㎡までの部分、建物は床面積800㎡までの部分に限る。

- ・ 法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付する。
- ・ 相続前3年以内に事業の用に供された宅地等は、小規模宅地特例の対象から除外する（ただし事業実態がある場合は適用可）。

<個人事業者の意義>

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

<政策目的>

事業の持続的な発展

(小規模基本法第3条)

<目的実現のための施策>

(小規模基本法第16条)

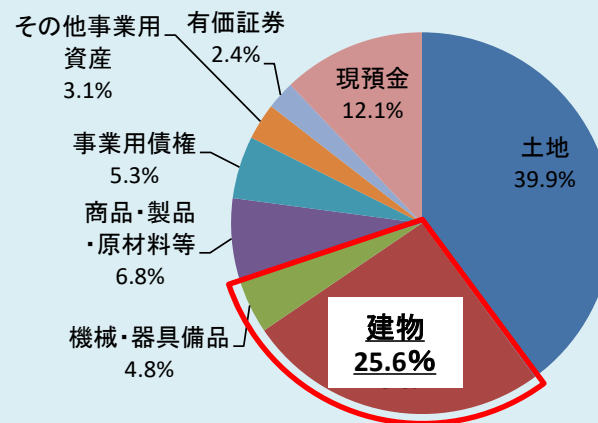
事業承継の円滑化

事業継続に不可欠な事業用資産の承継に伴う相続税負担の軽減が必要

<施策の必要性>

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工。